

【検討の前提】

- ① 緑資源機構の組織について、6月1日に赤城農林水産大臣から廃止の方向で検討との指示が出されたので、当委員会としては、それを前提として所要の検討を進めることとなる。
- ② 本件は、発注者が関与した典型的な官製談合であり、入札について発注手続等の適正化を図るだけでは防ぎきれない問題であるため、再発防止のためには事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しが必要である。
- ③ 農水省は、本委員会での審議を求める以上、上記の点を踏まえ、緑資源機構、受注法人、林野庁の事業のやり方、人事システム、組織のあり方の見直しについて包括的な基本姿勢を明確にする必要がある。
- ④ なお、その際、次の諸点に留意することが必要である。
 - ・ 過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、本件事案の対策として必要なものを整理集約し、検討の素材とすることが有益である。
 - ・ 本件の事実関係については検察当局の捜査等による解明を待たなければならないが、同じ問題を抱える他省庁への強い刺激とするためにも、起訴事実が真実であるとして再発防止策を検討する必要がある。
 - ・ いわゆる「天下り」が官製談合を生む構造になっていたという認識をもち、その構造まで踏み込んだ対策を講ずることが必要である。
 - ・ 一般競争入札への移行後も、入札制度の健全な運営が維持されるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。

- 1 談合等の再発防止措置の骨子について、「再発防止措置（案）総括表」として取りまとめた。
- 2 また、指摘を踏まえた個別の事項に関する基本的な考え方と措置の内容については、各論の中で明らかにしたい。
- 3 なお、過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、今後の入札改革のあり方に関して、事務局としての考え方を別紙（「過去に策定された各種談合防止策を踏まえた今後の入札改革のあり方（事務局骨子案）」）のとおり取りまとめた。

〔参考〕

参考：入札談合に関する各種検討委員会の報告書の概要（入札関係）

過去に策定された各種談合防止策を踏まえた今後の入札改革のあり方（事務局骨子案）

I 緑資源機構における取組

区分	これまでの取組	今後の改革のあり方
<p>I 入札方式の改善</p> <p>1. 一般競争方式の対象拡大</p> <p>2. 入札における競争性の確保</p> <p>3. その他</p>	<p>これまででの取組</p> <p>災害復旧対応等緊急やむを得ない場合又は少額の場合を除き、すべて一般競争入札によっている。なお、指名競争方式は、廃止した。</p> <p>総合評価方式を導入している。また、電子入札については、平成 20 年度より本格導入することとしている。</p> <p>建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る契約・入札情報及び随意契約（少額の随意契約を除く。）の入札結果については、ホームページにより公開している。また、入札契約制度の見直しに伴い、本部の森林業務部門と経理部門及び地方建設部の執行体制の一部について再編成を行った。（入札制度等改革委員会との中間とりまとめ結果を受け、19 年度計画においてその旨を記述し、実行した。）</p>	<p>今後、低価格入札へ移行する（措置済み）。低価格入札防止のため、低入札価格調査や入札ボンドの導入を図る。また、特定業者に偏らないよう、実績主義の硬直的適用を排除する。</p> <p>不落随意契約は、原則として廃止する。</p> <p>入札の透明性を確保するため、インターネットを利用した一層の情報公開等を通じ、業務の明確化を図る。また、総合評価方式等新たな業務の増大に対応可能な体制を強化する。</p>
<p>II 監視の強化</p> <p>1. 入札段階における監視</p> <p>2. 事後的なフォローアップ</p>	<p>すべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、工事費内訳書の提出を求め、チェックの強化を図っている。また、入札談合に関する情報があつた場合は、談合情報対応マニュアルにより対応している。</p> <p>入札手続の透明性をより高めるため、入札監視委員会によるチェックを行っている。</p>	<p>入札監視委員会による抜き打ち検査等、チェック機能の強化を図る。</p> <p>高落札率など人為的操作の疑義がある案件については、ヒアリングを行う等入札監視委員会による事後監視を強化する。</p>

3. その他	特になし。	入札を恒常的に監視する部局を設置する等の措置により、監視機能の強化及び充実を図る。林野庁及び緑資源機構からの再就職者が在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し公表する。
III パナテイルの強化 1. 指名停止措置等の運用	違反企業に対しては、指名停止措置等を講じている。	違約金特約条項等を活用し、更なるルールの徹底を促す。また、競争参加資格についても見直しを図る。
IV コンプライアンスの徹底 1. 職員教育の強化	入札制度等改革委員会の中間とりまとめ結果を受け、19年度計画においてコンプライアンス教育等の研修を実施することとし、今年4月の整備局長等会議で、改正独占禁止法について実施した。	職員に対し、コンプライアンス教育や倫理教育を徹底するとともに、談合防止に係る内部規定やマニュアルを整備する。
2. 情報管理の徹底等	内部規定において、予定価格及び予定価格書作成の基礎となった書類の秘密保持を定めており、関係職員に対しても周知徹底を図っている。	入札前の情報については、情報管理を一層徹底する。また、受注企業との接触について、明確なルールを定めるとともに、ルール違反の通報を受け付ける窓口を設ける。
3. 組織整備	特になし。	職員の法令遵守の推進に資するべく、相談窓口を設置する等の措置を講ずる。
4. 受注企業における対応	特になし。	同業他社間における情報交換等に関する規範の設定を求めるとともに、法令遵守の徹底を要求する。

II 緑資源機構に対する監視の強化

- 1 入札段階における監視については、疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を行い、入札保留等の措置を弾力的に運用する。
- 2 事後的なフォローアップについては、入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェックする。(再就職者との関係で特定業者に偏っていないかなどをチェックする。)
- 3 組織整備については、上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制の整備・強化を図る。その際、本省(本庁)のみならず、地方局においても、監視・分析の確実な実施を図る。

- 4 これらの取組に加え、入札制度や入札の実施に関し、監督機関及び緑資源機構の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認の防止を図る。

III 林野庁における発注業務に係る入札改革の取組

緑資源機構の監督機関である林野庁は、他の事業分野において自ら発注業務を行って、監督機関が自ら行う発注業務については、緑資源機構における発注よりも更に姿勢を正し、談合の防止を徹底していく必要があると考えられる。従って、これまで講じてきた談合対策やIに掲げられた緑資源機構における取組事項に加え、談合防止体制の一層の充実・強化を図ることとし、具体的には以下について重点的に取り組む。

- 1 談合を防止するには、入札関連情報をできるだけ公表し、世間の目に触れるようにすることが重要との認識の下、現在の公表・閲覧型からホームページ掲載型への切替を速やかに進めるとともに、入札情報のみならず入札監視の取組状況に至るまで幅広い事項について公表する。
- 2 工事等の品質確保を図りつつ一般競争入札を実施するため、総合評価等の新たな事務量の増大が見込まれることから、これに対応するための体制強化を図る。
- 3 入札監視委員会の監視等による契約事務の適正化をより徹底するとともに、監視や分析等の新たな事務量の増大に対応するための体制強化を図る。
- 4 職員における法令遵守の徹底を図るため、事業担当部局以外の部局に、コンプライアンスの徹底に対応するための体制を整備する。この体制には、談合防止に関する専門的知見を有する有識者の参画を求める。この体制において、事業を発注する地方支分部局（森林管理局等）の巡回点検、抜き打ち監査、談合に係る通報窓口の設置・運用、経理担当及び事業担当職員向けコンプライアンス研修の新設・拡充、マニュアル整備等を実施する。
- 5 林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し公表する。

IV フォロワーアップ

- I からIIIまでに掲げた再発防止策の実施状況については、継続的にフォローアップを行う。

入札談合に関する各種検討委員会の報告書の概要（入札関係）

区分	1. 国土交通省 (HI17.7.29)	2. 日本道路公団 (HI17.8.9)	3. 成田国際空港株式会社 (HI17.12.26)	4. 防衛施設庁 (HI18.6.16)	5. 国土交通省 (HI19.3.8)	6. 独立行政法人水資源機構 (HI19.3.8)	7. 農林水産省 (HI19.3.15)
I. 入札方式の改善	<p>II 1 (1) 一般競争入札の拡大 II 1 (2) 入札方式の改善 II 2 (1) 入札方式の改善 II 2 (2) 入札方式の改善 II 2 (3) 入札方式の改善</p>	<p>II 2 (1) 入札方式の改善 II 2 (2) 入札方式の改善 II 2 (3) 入札方式の改善</p>	<p>3 (2) 入札方式の改善 3 (3) 入札方式の改善</p>	<p>1 (1) 入札方式の改善 1 (2) 入札方式の改善 2 (1) 入札方式の改善 2 (2) 入札方式の改善</p>	<p>II (1) 入札方式の改善 II (2) 入札方式の改善</p>	<p>1 (1) 入札方式の改善 1 (2) 入札方式の改善</p>	<p>1 (1) 入札方式の改善 1 (2) 入札方式の改善</p>
II. 発注者による監視の強化	<p>II 2 (1) 入札方式の改善 II 2 (2) 入札方式の改善 II 2 (3) 入札方式の改善</p>	<p>II 2 (1) 入札方式の改善 II 2 (2) 入札方式の改善 II 2 (3) 入札方式の改善</p>	<p>3 (3) 入札方式の改善 3 (4) 入札方式の改善</p>	<p>1 (2) 入札方式の改善 1 (3) 入札方式の改善</p>	<p>3 (1) 入札方式の改善 3 (2) 入札方式の改善</p>	<p>3 (1) 入札方式の改善 3 (2) 入札方式の改善</p>	<p>3 (1) 入札方式の改善 3 (2) 入札方式の改善</p>

					<p>度の整備（「コンプ ライアンス窓口」を 設置し、職員から の通報制度の整備） 1（3）外部からの不正な 働きかけの防止（外 部からの不正な働き かけの内容、対応 を公表） 1（4）観望・強化の 視察・契約の監視 体制の強化（入札 体制作業の公正化 の実行、不正行為 の抑制、不正行為 の発生を防止する ための体制の充実）</p>	<p>不正な働きかけの 防止 1（3）入札談合に係る通 報窓口の整備</p>	
--	--	--	--	--	---	--	--

【緑資源機構】

- ① 談合を日常的に繰り返していた組織については、根本論に立ち返って、組織のあり方を見直すべきである。

〔基本的な考え方〕

今回の緑資源機構をめぐる官製談合事件については、発注者側が組織的に、また、長期間にわたって反復継続して一連の談合を主導していた極めて悪質な官製談合である疑いが強い。また、それを組織として自らチェックすることができず、元理事及び幹部が起訴されるなど、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招いた。

これらを総合的に勘案した場合に、このような組織を引き続き、重要な政策を担う機関として位置付けて存続させ、更生の機会を与えることは、国民の信頼を更に損なうものであると判断される。

このため、独立行政法人緑資源機構については、本年度限りで廃止することとする。

なお、現在実施している事業については、その必要性を個別に検討し、その取扱いを判断することとする。

〔措置の内容〕

- 1 緑資源機構については、平成19年度限りで廃止する。
- 2 廃止後の事業については、次の方針で見直す。

① 緑資源幹線林道事業

独立行政法人の事業としては廃止することとし、平成20年度から実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら補助事業として実施する。これまでの事業実施箇所に係る負担金、賦課金の徴収等契約等の履行上必要な業務については、経過措置法人において実施する。

② 水源林造成事業

事業の執行に当たり、透明性、効率性を徹底しつつ、国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に事業を継承することとし、それまでの間は経過措置法人にて実施する。

③ 特定中山間保全整備事業

継続中の区域が完了した時点で事業を廃止することとする。なお継続中の区域について、農林道等について計画を見直し、必要な残事業に限定して実施することとし、平成20年度以降、事業完了までの間、経過措置法人にて実施する。

④ 農用地総合整備事業

継続中の区域が完了した時点で事業を廃止することとし、平成20年度以降、事業完了までの間、経過措置法人にて実施する。

⑤ 海外農業開発事業

平成20年度以降、他の独立行政法人へ事業を継承する。

【緑資源機構】

- ② 再就職者の在籍する組織が受注業者として談合を行うという構図が再現されないよう、緑資源幹線林道事業のみならず緑資源機構の他の事業についても長期的に注意深く監視すべきである。

〔基本的な考え方〕

今回談合が発覚した緑資源幹線林道事業に係る測量・建設コンサルタント業務については、特に、公益法人に林野庁及び機構の再就職者が多く在籍していることにかんがみ、その受注先法人について、設立許可の取消し、当該業務からの撤退、再就職の自粛などの徹底した措置を講ずる。

その他の事業についても、一般競争入札への切り替えを行った上で、監視の強化、コンプライアンスの徹底を行うとともに、その実施状況について、継続的にフォローアップを行う。

〔措置の内容〕

1 受注先法人に関する措置

- ① 起訴された受注先公益法人（財）森公弘済会、（財）林業土木コンサルタツの2法人については、設立許可の取消しを行う。

また、その他の受注先公益法人についても建設・測量コンサルタント業務からの撤退又は自主解散のいずれかを選択するよう指導する。

- ② 現在凍結中の受注先法人（25法人）への再就職については、引き続き自粛する。

2 入札方式の改善

- ① 既に、災害復旧対応等緊急やむを得ない場合又は少額の場合を除き、すべて一般競争入札とし、指名競争入札を廃止したところであり、今後は、低価格入札防止のため、低入札価格調査や入札ボンドの導入等を図る。

- ② 総合評価方式を導入しており、電子入札について、平成20年度より本格導入するほか、不落随意契約を原則として廃止する。

- ③ 建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る契約・入札情報及び随意契約（少額の随意契約を除く。）の入札結果については、ホームページにより公開するとともに、本部の森林業務部門と経理部門及び地方建設部の執行体制の一部について組織の再編を行ったところであり、今後は、インターネットを利用した一層の情報公開等を通じた業務の明確化を図るとともに、総合評価方式等新たな事務の増大に対応可能な体制を強化する。

3 監視の強化

- ① 現在、すべての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について、工事費内訳書の提出を求め、チェックの強化を図るとともに、入札談合に関する情報があった場合は、談合情報対応マニュアルにより対応している

ところであり、今後は、入札監視委員会による抜き打ち検査等を行うなど、チェック機能の強化を図る。

- ② 入札手続の透明性をより高めるため、入札監視委員会によるチェックを行っているところであるが、今後は、高落札率の案件についてヒアリングを行う等入札監視委員会による事後監視を強化するなどの措置を講じる。
- ③ 林野庁及び機構からの再就職者が在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し、公表する。

4 コンプライアンスの徹底

- ① 職員に対し、コンプライアンス教育や倫理教育を徹底するとともに、談合防止に係る内部規定やマニュアルを整備する。
- ② これまでも、職員に対し予定価格及び予定価格書の作成根拠となる資料について秘密保持について、内部規定に定め徹底してきたところであるが、今後、これをさらに徹底する。

また、受注企業との接触について、明確なルールを定めるとともに、ルール違反の通報を受け付ける窓口を設ける。

- ③ 職員の法令遵守の推進に資するべく、相談窓口を設置する等の措置を講じる。
- ④ 受注企業に対し、同業他社間における情報交換等に関する規範の設定とともに、法令遵守の徹底を求める。

5 フォローアップ

上記2～4の措置の実施状況については、継続的にフォローアップを行う。

【緑資源機構】

- ③ 入札調書等に現れた要注意シグナルが見過ごされた背景を分析し、対策を検討すべきである。

〔基本的な考え方〕

- 1 要注意シグナルが見過ごされた背景としては、次の諸点が考えられる。
 - ① そもそも機構内部において、談合は適切な防止措置を講じなければ身近な世界でも起こり得る問題であるとの認識が不十分だったのではないか。
 - ② 事業分野の専門性に由来する閉鎖社会の中で事業が推進されていることに起因して、内部における相互牽制が機能しなかったのではないか。
 - ③ 入札監視委員会に経理担当理事が出席していないこと、人事が長期間にわたり固定化していることなど、機構の運営に、閉鎖性の弊害を除去するための配慮に欠けていたのではないか。
 - ④ 入札調書や入札監視委員会の議事録が公開されていないなど、透明性に欠ける事業執行を行っていたため、外部も含めた複数の視線によるチェックが行われていなかったのではないか。
- 2 以上を踏まえ、人事管理の見直しを行うとともに、コンプライアンスの徹底、情報公開の一層の推進をはじめとする入札方式の改善等の談合防止策を徹底するものとする。

〔措置の内容〕

- 1 人事管理の見直し
 - ① 現在凍結中の受注先法人への再就職については、引き続き自粛するよう指導する。
 - ② 事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行うように指導する。
- 2 談合防止策の徹底
コンプライアンスの徹底、情報公開の一層の推進をはじめとする入札方式の改善、監視の強化を行うとともに、それらの措置の実施状況について、継続的にフォローアップを行う。(具体的には前述のとおり)

【緑資源機構】

- ④ 機構内部や機構・林野庁間の閉鎖性を打破するための対策を検討すべきである。

〔基本的な考え方〕

「閉鎖性」が機構内部や機構と林野庁間の相互牽制機能を阻害し、談合の防止や早期発見を妨げていた要因となっていたものと考えられることから、閉鎖性の弊害を常日頃から意識し、所要の措置を講じていくこととする。

〔措置の内容〕

1 機構内部の閉鎖性の打破

- ① 事業部門ごとに固定化されている人事の見直し、民間との人事交流の実施を行うように指導する。
- ② 機構職員に対するコンプライアンス教育や倫理教育を徹底し、職員の意識改革を図るよう指導する。
- ③ 職員の法令遵守の推進に資するよう、職員の相談窓口の設置等を行うよう指導する。

2 機構・林野庁間の閉鎖性の打破

常日頃から、機構と林野庁の間の情報交換の活発化に意識的に努めるとともに、以下の取組を行う。

- ① 入札に当たって疑義がある案件や情報提供のあった案件については、より徹底した調査・審議を行い、入札保留等の措置を講ずるよう指示する。
- ② 入札結果については、継続的に分析し、適切な入札が行われているかを徹底的にチェックする。
- ③ 入札監視体制の整備・強化を図る。
- ④ 入札制度や入札の実施に関し、林野庁及び緑資源機構の間の情報交換を活発化する。
- ⑤ 林野庁におけるコンプライアンス態勢の整備により監督部局の意識を高める。

【緑資源機構】

- ⑤ 機構の今後のあり方については、現行事業の必要性を十分に検討すべきである。なお、その際、機構や機構職員の知識・経験を生かす点にも配慮する必要がある。

〔基本的な考え方〕

緑資源機構の各事業については、それぞれについて個別に必要性を検討し、その取扱いを判断することとする。

また、事業の取扱いが変更となる林道事業や農用地事業に従事する機構職員については、残事業において活用するなどして、その知識・経験が生かされるよう配慮することを検討していく。

〔措置の内容〕

1 現行の各事業の取扱

① 緑資源幹線林道事業

本事業は、極めて悪質な官製談合が行われていたとされる事業であり、この事業を継続することは国民の信頼を更に損なうことになることから、機構の廃止とともに、機構が行う事業としては廃止することとする。

他方で、談合とは何ら関わりのない受益者の本事業への期待に配慮するためにも、また、これまでの投資が無駄にならないためにも必要な区間については、新しい仕組みに切り替えて事業を実施する途を残しておくことが必要であると判断される。

このため、本事業については、実施主体を地方公共団体に移管した上で、区間ごとに必要性を検証しながら、補助事業として実施することとする。

② 水源林造成事業

本事業は、国民生活に関連の深い奥地水源地域等の民有林の保安林において、森林所有者が要する費用の一部を補助するのみでは進み難い森林の造成を行う事業である。

また、京都議定書の森林吸収源対策の確実な実施を図るためにも必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の透明性・効率性の確保を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

③ 特定中山間保全整備事業

本事業は、森林及び農用地を一体的に整備することにより、農林業の持続的な生産活動を促進し、公益的機能の維持増進を図るものであるが、緑資源機構の廃止により農林一体の整備を担う組織がなくなることから、現在実施中の3区域の完了をもって事業を廃止することとする。

なお、実施中の3区域については、地域の要請に基づき、事業計画や負担金について受益農家等の同意を得て実施しており、残年数も限られていることから、必要な見直しを行ったうえで、他の法人に継承して実施することとする。

④ 農用地総合整備事業

本事業は、既に新規採択を行っておらず、規制改革会議の答申等も踏まえて、現在実施中の6区域の完了をもって事業を廃止する。

なお、実施中の区域については、他の法人に継承して、早期完了に向けて効率的に実施することとする。

⑤ 海外農業開発事業

本事業は、国内業務で培った技術・知見を活用して、砂漠化防止などの地球環境問題や紛争・自然災害に対する復興支援に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する技術・手法の開発、調査などを行うものである。

地球環境問題や復興支援は、国際社会の大きな課題であり、これらに積極的に対応している我が国としても必要不可欠な政策手段である。

したがって、事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、他の法人へ事業を継承することとする。

2 知識・経験を生かす点への配慮

機構職員が長年にわたって培ってきた知識・経験を生かしていくことが、効率的な事業実施を行う上で重要である。

緑資源幹線林道事業、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に従事している機構職員については、これまでの知識・経験を生かすことで、

ア 効率的な作業路の整備に必要な地質調査、測量業務

イ 主伐を行うために必要な収穫調査業務

ウ 新たな契約締結や造林事業の完了検査業務

エ その他経理業務

等を実施することが可能であり、水源林造成事業の効率的な実施が期待されることから、必要な職員数の受入を検討する。

このほかにも、機構職員について、農林業関係の他法人や民間企業等への受入を検討する。

【緑資源機構】

- ⑥ 官製談合があれば発注費が一般競争入札に比べて割高になるとの指摘があることから、これまでの機構への補助金額は過大との認識を持ち、予算についての検討を行うべきである。

〔基本的な考え方〕

機構への補助金については、各事業の取扱いの変更や、既存事業の計画の見直し等を適切に反映し、平成20年度予算の概算要求を行う。

〔措置の内容〕

- 1 緑資源幹線林道事業
補助金化するとともに、事業費を精査し予算要求を行う。
- 2 水源林造成事業
効率化・透明性の確保、地球温暖化の目標達成に配慮しつつ予算要求を行う。
- 3 特定中山間保全整備事業
必要な残事業に限定した予算要求を行う。
- 4 農用地総合整備事業
事業完了に向けて必要な予算要求を行う。
- 5 海外農業開発事業
効果的・効率的に実施できるよう予算要求を行う。

〔参 考〕

緑資源機構の各事業における事業費の推移

(単位；百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
緑資源幹線林道事業	16,621	15,586	14,929	14,596	14,114
水源林造成事業	41,067	39,959	38,073	38,173	38,207
特定中山間保全整備事業	651	1,279	2,293	2,738	3,663
農用地総合整備事業	25,598	24,006	21,938	21,297	20,148
海外農業開発事業	934	834	815	931	894
合 計	84,871	81,644	78,048	77,635	77,027

【受注法人】

- ① 談合に深く関わった公益法人は、設立許可の取消しを行うなど厳しく対処する必要がある。

〔基本的な考え方〕

いやしくも公益法人が談合を行ったとして起訴されたことは、あってはならないことである。このことは、民法第71条に定める設立許可の取消し事由である「公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないとき」に該当するものと思料される。

〔措置の内容〕

- 1 起訴された(財)森公弘済会及び(財)林業土木コンサルタンツについては、設立許可の取消しを行う。
- 2 なお、その他の受注公益法人についても、測量・建設コンサルタント業務からの撤退又は自主解散のいずれかを選択するよう指導する。

〔参 考〕

設立許可の取消しを行う法人の概要

(財) 森公弘済会 (理事長：塚本隆久)

役職員数： 22名 (うち常勤17名)

総支出額： 1, 124百万円

事業内容： 立木調査・間伐調査、林道の調査測量、林業物品の販売等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 36.6%

(財) 林業土木コンサルタンツ (理事長：小川康夫)

役職員数： 216名 (うち常勤198名)

総支出額： 6, 703百万円

事業内容： 森林資源モニタリング調査、森林土木調査の受託等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 56.5%

※ 「総支出額」、「事業内容」は平成17年度の実績。

「測量・建設コンサルタント事業収入の割合」は、平成17年度の総収入額に占める受注額実績の割合。

民法

(法人の解散事由)

第六十八条 法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生
- 二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 三 破産手続開始の決定
- 四 設立の許可の取消し

2 (略)

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

【受注法人】

- ② 租税の減免を受ける公益法人が、公益事業として民間営利企業と入札で競争することの妥当性には疑問があり、そもそも公正競争が成り立たないから、そのような公益事業は整理されるべきである。

〔基本的な考え方〕

公益法人が租税の減免を受けるという制度の下で、民間営利企業と入札で競争することは、公正競争の基盤を成り立たなくさせると同時に、公益法人に係る税制上の優遇措置の趣旨にも反するものと考えられる。

〔措置の内容〕

- 1 受注公益法人については、測量・建設コンサルタント業務について、今後一切行わないよう指導する。
- 2 林野庁所管の公益法人については、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善を図ることとし、特に、現に民間企業と入札での競争が行われる業務について、公益事業として行うことを認めない。

〔参 考〕

受注公益法人の概要

(財) 林野弘済会 (会長：高橋 勲)

役職員数： 229名 (うち常勤210名)

総支出額： 9,791百万円

事業内容： 森林教室、自然休養林の施設運営、立木調査、林業資材の販売等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 17.2%

(社) 日本森林技術協会 (理事長：根橋達三)

役職員数： 216名 (うち常勤123名)

総支出額： 3,824百万円

事業内容： 林業技術賞等の実施、森林生態系の調査、空中写真利用の作図等

測量・建設コンサルタント事業収入の割合： 16.8%

(財) 水利科学研究所 (理事長：日高照利) 経済産業省、国土交通省共管
役職員数： 17名 (うち常勤7名)
総支出額： 157百万円
事業内容：森林の水土保全機能の調査、水源地域の調査等
測量・建設コンサルタント事業収入の割合：24.9%

(財) 林業土木施設研究所 (理事長：金子 詔)
役職員数： 35名 (うち常勤23名)
総支出額： 585百万円
事業内容：大学研究者への研究助成、森林土木調査の受託等
測量・建設コンサルタント事業収入の割合：69.2%

※ 「総支出額」、「事業内容」は平成17年度の実績。
「測量・建設コンサルタント事業収入の割合」は、平成17年度の総収入額に占める受注額実績の割合。

公益法人の設立許可及び指導監督基準 (平成8年9月20日：閣議決定)

2. 事業

(2) 事業内容が社会情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合している状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善に向けて次の措置を講じる。

- ① 事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。
- ② 新たに公益性の高い事業を付加すること。

【受注法人】

- ③ 発注者又はその監督官庁から受注法人に対する「天下り」は、競争入札の健全な運営が損なわれる可能性を否定できず、そのような再就職のあり方を根本的に再検討すべきである。

〔基本的な考え方〕

今後、機構及び林野庁から発注する事業については、一般競争入札方式により実施されるが、その後も競争入札を健全に運営していくため、再就職のあり方として、

- ① 受注先法人への再就職自粛の継続
- ② 早期退職慣行の是正への取組
- ③ 林野庁退職者が公益法人の長に固定的に就任することを排除
- ④ 機構及び林野庁における談合防止策の徹底、特に再就職者が存在する法人の受注状況について定期的な調査・公表といった措置を講ずる。

〔措置の内容〕

- 1 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人（25法人）に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。
- 2 I種採用職員の勧奨退職年齢を3歳以上引き上げることを目標とするという政府方針の実現に取り組む。（目標となる平成20年度における平均勧奨退職年齢＝56.4歳）
また、専門スタッフ職について、政府で導入されることとなった場合には積極的に活用する方向で取り組むことにより、退職年齢のさらなる引き上げを図る。
- 3 林野庁所管公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。
- 4 前述の機構及び林野庁における談合防止策を徹底する。特に、再就職者が在籍する法人の受注状況について定期的に調査し公表する措置を継続的に行っていく。

〔参考〕

参考：入札談合に関する各種検討委員会の報告書の概要（人事関係）

入札談合に関する各種検討委員会の報告書の概要(人事関係)

I 再就職の規制	1. 国土交通省 (H17.7.29) II 5(1) 重大な法令違反に関与した企業への再就職の自衛(コンプライアンスが確立したと認められるまでの間、自衛を要請) II 5(2) 建設工事受注企業への幹部職員の再就職の自衛(指定職経験者について、退職後5年が経過するまでの間)	2. 日本道路公団 (H17.8.9) II 1(1) 再就職に関する規制 ①競争入札発注業務を目的とする全ての企業への再就職を自衛 ②役員は、無期限に上記①の企業への再就職を行わない ③職員は、7等級以上(本社の課長代理クラス、支社の課長クラス及び事務所の副所長クラス以上)を対象とし、退職後5年間は上記①への再就職を行わない ④上記③の例外として、入札契約に携わらないことが保証される場合、(人事・倫理委員会(仮称)に諮った上で)再就職を認める ⑤上記④により、承認に必要な資料は、 1)入札契約に携わらない旨を本人が記した誓約書 2)担当業務を本人が具体的に記した書類 3)この規制に反した場合に公団から⑥の制裁を課されても意義がない旨を再就職先の企業が記した誓約書 ⑥再就職者が入札契約に携わった場合又は企業が役員を受け入れ若しくは④の手続きを経ないで再就職者を受け入れた場合は、当該企業に対して指名停止措置等の制裁を課する ⑦再就職先の企業名及びび人数を毎年公表	3. 成田国際空港株式会社 (H17.12.26) 3(5) 再就職のあり方 ①競争契約により受注する企業への再就職 ・役員については再就職をしない ・管理職以上の社員については退職後一定期間は再就職をしない ・ただし、本人の知識、技術の活用が可能で、競争契約に携わらないことが明白な部門への再就職については、会社と本人、受注企業との間で、不透明な関係が生じないことを確認し、監視できる仕組みを作った上で認める	4. 防衛施設庁 (H18.6.16) 2(2) 再就職の自衛等職員の再就職規制 ア 退職前5年間に建設工事の発注業務に関与しては本庁課長相当職以上の幹部職員について、退職後5年間、建設工事の受注実績を有する企業へ再就職しないよう自衛を要請 イ 今般の事業に関連した企業について、コンプライアンスが確立され、競争等に関与するおそれがないと認められるまでの間、当該企業へ職員が再就職しないよう全面的な自衛を要請。今後の防衛施設庁による調査などで、同庁発注の建設工事に関連して入札談合等を行っていたことが新たに明らかになった企業についても同様に自衛を要請 ウ(財)防衛施設技術協会については、職員が再就職しないよう全面的な自衛を要請 ②職員が再就職については、人材ニーズと再就職ニーズのマッチングを透明性を確保しつつ行っていくことなどを検討 ③最高幹部として退職する者に対する再就職に関する情報提供などの業務について、今後、専ら官房を中心として行っていくこととし、その対象の拡大について検討 ④上記①の自衛要請にもかかわらず、対象となる営利企業に離職者が再就職した場合には、総合評価方式の評価点や企業の競争参加を定める際の総合審査数値の総合点数の算定に当たり、マイナス評価	5. 国土交通省 (H19.3.8) 4 再就職の見直し ・今般の談合事件に関与した企業については、コンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年齢を問わず、退職者の就職について自衛を要請	6. 独立行政法人 水資源機構 (H19.3.8) IV 再就職の見直し ・役員、本社の部長等は、退職後2年間、原則として工事発注企業への再就職を自衛 ・高齢者の継続雇用制度による長期間働ける環境の整備	7. 農林水産省 (H19.3.15) 3(5) 再就職に関するルールにつき更なる周知徹底
II 早期退職償行の見直し	II 5(3) 早期退職償行の是正への取組 ①本省(政府方針の表現) ②地方整備局等(再任用制度の的確な運用、職員の新卒採用を抑制により5年程度で58歳程度にまで段階的に引き上げ)	II 1(2) 新人事制度の導入 早期退職償行を廃止し、下配を含む新人事制度を民営化後に順次導入 ①役職定年制度及び専門職制度 ②定年延長の検討と併せ、再雇用制度 ③転職支援制度	3(5) 再就職のあり方 ②雇用延長への取り組み ・再雇用制度を積極的に導入	2(1) 早期退職償行の見直し ・建設系技術については、平均勤続退職年齢を58、5歳(H13~17年度までの平均から2歳)引き上げることに努める ・防衛庁本庁を含む全体についても、可能な限り、定年まで勤務させるよう適切な措置を講ずる ・専門スタッフ職について、導入されることとなった場合には積極的に制度を活用する方向で取り組む ・勤続退職の平均年齢の状況を毎年度、防衛庁長官に報告			

<p>区分</p>	<p>III 法令遵守の徹底等</p>	<p>1. 国土交通省 (H17.7.29) II 6 発注担当職員による的確な職務遂行(地方整備局等に発注者側記保持委員会(仮称)を設置)</p>	<p>2. 日本道路公団 (H17.8.9) II 1(3) ①公団に「人事・倫理委員会(仮称)」を設置 ②①の委員会は、半数以上が外部委員 ③「人事・倫理委員会(仮称)」の業務は、 1)再就職事案に関する可否の判定 2)再就職に関する規制の実施状況及び個々の再就職者の職務内容の監視 3)新人事制度の導入・実施状況の監視</p>	<p>3. 成田国際空港株式会社 (H17.12.26) 3(1) コンプライアンス教育の強化(全役員社員の意識を向上させるための研修を社内教育の最重要項目として組み込む)</p>	<p>4. 防衛施設庁 (H18.6.16) 4(4) 徹底した意識改革 ・繰り返し教育研修等を行う ・「職員の心構え」を新たに作成</p>	<p>5. 国土交通省 (H19.3.8) 1(1) 職員の意識改革 ・発注者側記保持マニキュアルを作成し、周知徹底 ・法令違反を行っていた場合に、厳しい懲戒処分、損害賠償請求を行うことを周知徹底 ・コンプライアンスに関する講習、研修を実施 2(6) 法令違反に対する厳正な対応 ・法令違反を行っていた職員については、懲戒処分、損害賠償請求を行うことを周知徹底 ・コンプライアンスに関する講習、研修を実施</p>	<p>6. 独立行政法人 水資源機構 (H19.3.8) I(1) 法令遵守の徹底 ・発注担当者法令遵守マニキュアの策定・関係職員への配布 ・法令遵守に関する講習、研修を実施 ・法令違反を行っていた場合には、厳しい懲戒処分、損害賠償請求を行う旨を周知徹底</p>	<p>7. 農林水産省 (H19.3.15) 3(2) 職員への周知徹底 ・取組に関わった場合の懲戒処分等について周知徹底 ・コンプライアンス専門の研修を実施</p>
<p>IV 人事管理の見直し</p>			<p>4(1) I 種技術官の統一的な人事管理等 ・I 種技術官については、これまでの採用試験区分等による人事管理を改め、統一的な人事管理を行う ・I 種技術官の業務に対するインセンティブを高めるための人事管理を行うことを検討 4(2) 積極的な人事交流 ・I 種技術官について、防衛庁各機関等の人事交流はもとより、他省庁との人事交流についても拡大に努めているところ 4(3) ・人事ローテーションの中において事務官と技官を組み合わせ、双方が強化した人事配置とする</p>	<p>5(5)① 人事管理の見直し ・採用試験区分等による人事管理を改め、統一的な人事管理・人事交流の促進 ・同一の職の長期従事を抑制</p>				

【林野庁】

- ① 国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することなどについて「22年度末までに検討する」とされているが、このことは今回の事案の処理とどのような関連を持つのかを明らかにする必要がある。

〔基本的な考え方〕

機構の水源林造成事業は、経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐ。

また、一刻も早く経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、国有林野事業の一部独立行政法人化等は、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。

〔措置の内容〕

- 1 機構の本年度限りでの廃止に伴い水源林造成事業は、執行の透明性、効率性を徹底しつつ、経過措置法人へ事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐ。
- 2 行革推進法において平成22年度に検討することとされている国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化については、一刻も早く経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。
- 3 前倒しに際しては、債務処理方策、一般会計との統合のあり方、職員の振り分け・融合を含めた調整等、重要かつ多岐にわたる課題が存在する中、平成21年1月に始まる通常国会に関連法案が提出できるよう、政府部内での検討を加速する。

〔参 考〕

参考1：一般会計化・独法化の前倒しについて

参考2：国有林野事業の一般会計化・独法化について

一般会計化・独法化の法制化の前倒しについて

- 1 国有林野事業の一般会計化・独法化については、特別会計を一般会計と独法（非公務員型）に分割するというこれまでにない形を検討するもの。（国の業務を丸ごと独法化してきた印刷、造幣、国立病院、貿易保険の例とは異なる。）
- 2 法制化においては、組織及び職員について、一般会計と独法に振り分けなければならない、業務の役割分担についても、各々必要な措置を講じた上で移管することが必要。また、緑資源機構からの職員の融合を含めた調整を図ることも必要。
- 3 さらには、行革推進法に規定されているように、特別会計に属する借入金に係る債務処理（約1兆3千億円）について、国民負担を拡大しない措置を検討することも必要。併せて、国有財産の取扱いについて法制的な検討が必要。
- 4 以上のように重要かつ多岐にわたる課題が存在する中、国有林野事業の一般会計化・独法化については、政府部内での検討を加速し、一年前倒しすることとする。

国有林野事業の一般会計化・独法化について

◎ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律

(平成18年6月2日法律第47号)

(国有林野事業特別会計の見直し)

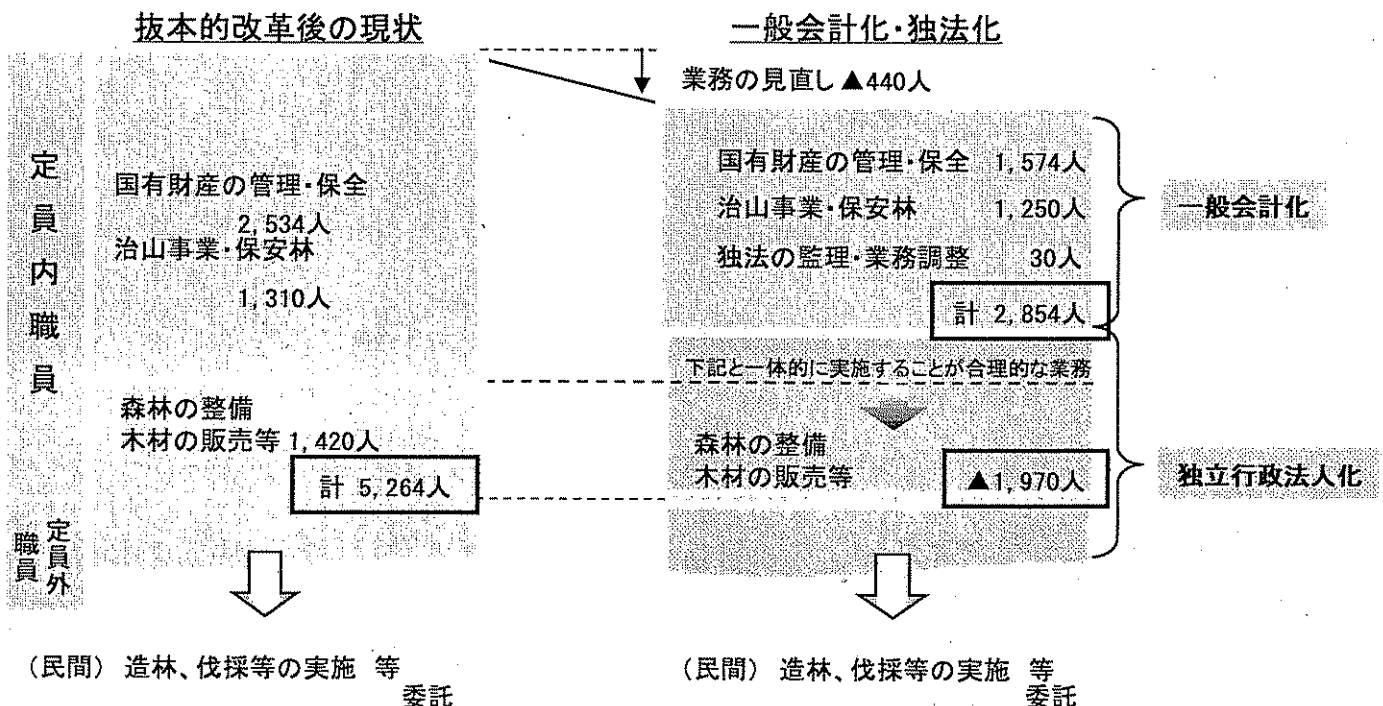
第28条 国有林野事業特別会計については、・・・、同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、同特別会計において経理されている事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討するものとする。

(国の事務及び事業の見直し)

第50条 国有林野事業の実施主体については、第28条に規定するもののほか、特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

◎ 国の行政機関の定員の純減について(平成18年6月30日閣議決定)

重点事項名	業務見直し等の内容
森林管理関係	<p>① 森林管理関係5,264人について、次のとおり、定員管理と業務見直しを合わせて2,410人を純減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化により440人を純減(うち定員管理による純減369人) 人工林の整備、木材販売等の業務の非公務員型独立行政法人への移行により1,970人を純減



【林野庁】

- ② 監督庁である林野庁が今回の談合事案を防止できなかった背景について分析し、独立行政法人との関係を含め、その組織・人事・事業のあり方の検討に役立てることが必要である。

〔基本的な考え方〕

- 1 これまで林野庁が行ってきた機構の指導監督に関しては、談合防止の観点からは、次のような問題点があった。
- ① 林野庁と機構との打ち合わせの中で、談合防止に関する具体的な協議が行われてこなかった。
 - ② 林野庁において、入札調書、入札監視委員会の議事録、業者の指名の実態、入札に関する情報の公開の状況等入札に関する情報について、十分なチェックを行ってこなかった。
 - ③ 青森事案の発生というチェック機能を強化すべき機会があったにもかかわらず、十分な指導を行ってこなかった。
- 2 このような事態が発生した背景については、次の諸点が考えられる。
- ① 機構を監督すべき部局において、談合が適切な防止措置を講じなければ身近な世界でも起こりうる問題であるとの意識が不十分であり、日頃から談合防止の観点からの指導監督に意を用いてこなかったのではないか。
 - ② 発注者である機構や受注法人（特に受注公益法人）の役職員に林野庁からの再就職者が多数在籍することが同属意識を生み、監督者と被監督者の間の緊張関係を希薄にし、談合をチェックする機能を働かなくさせていたのではないか。
 - ③ 林野庁からの再就職者が特定の公益法人に偏っているにもかかわらず、いわゆる「天下り」が競争入札の健全な運営を損なうとの基本的認識に立って監視措置を講じてこなかったのではないか。
- 3 以上の反省に立ち、機構、受注法人、林野庁のそれぞれについて、組織、事業、人事にわたる徹底的な再発防止策を講じていくこととする。

〔措置の内容〕

- 1 機構の廃止、事業の見直し、談合に深くかかわった受注公益法人の設立許可の取消し、再就職のあり方を見直し等を行う。
- 2 特に機構に対する監視強化策として、次の措置を講ずる。
- ① 入札段階における監視については、疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を行い、入札保留等の措置を弾力的に運用する。
 - ② 事後的なフォローアップについては、入札結果を統計的に分析し、適切な

入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェックする。(再就職者との関係で特定業者に偏っていないかなどをチェックする。)

- ③ 組織整備については、上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制の整備・強化を図る。その際、本省(本庁)のみならず、地方局においても、監視・分析の確実な実施を図る。
- ④ これらの取組に加え、入札制度や入札の実施に関し、監督機関及び機構の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認の防止を図る。

【林野庁】

- ③ 本件は、機構の事業についての入札談合という面のみならず、林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であり、農水省としても、国民の信頼回復のために何が必要かを、明らかにすべきである。
- ④ なお、その際、次の点に留意すべきである。
 - ・ 再就職者の在籍する企業への発注、一般競争入札以外の発注方法の有無などについて、調査・公表を行うべきである。
 - ・ 過去に類似の官製談合が摘発されていたにもかかわらず同様の事件が起こったことへの厳しい反省の上に立ち、徹底した監視態勢を確立すべきである。

〔基本的な考え方〕

- 1 今回の談合事案は、林野庁からの再就職者が多数在籍する機構と受注法人との間で発生した問題であり、起訴された者の中には、林野庁出身者も含まれている。
- 2 また、機構の対する指導監督体制の不備が談合を防止できなかった要因になっており、その背景には、談合に対する認識の甘さ、再就職問題に起因する同属意識の形成、再就職と談合との危険な関係に対する無頓着があったものと考えられる。
- 3 したがって、本件が林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であるとの委員会の御指摘を真摯にかつ重く受け止め、徹底した再発防止策を実行することにより、一刻も早く国民の信頼を回復していかなければならないものと考えている。

〔措置の内容〕

これまで述べてきた機構、受注法人に対する措置に加え、林野庁においても、次の措置を講じる。

1 機構に対する監視の強化

- ① 入札段階における監視については、疑義案件や情報提供案件を対象としてより徹底した調査、審議を行い、入札保留等の措置を弾力的に運用する。
- ② 事後的なフォローアップについては、入札結果を統計的に分析し、適切な入札や監視体制が機能しているかを定期的にチェックする。（再就職者との関係で特定業者に偏っていないかなどをチェックする。）
- ③ 組織整備については、上記監視及び分析を効率的・効果的に行うための入札監視体制の整備・強化を図る。その際、本省（本庁）のみならず、地方局

においても、監視・分析の確実な実施を図る。

- ④ これらの取組に加え、入札制度や入札の実施に関し、監督機関及び緑資源機構の幹部レベルや担当者レベルでの日頃の情報交換を活発化し、お互いの無関心や黙認の防止を図る。

2 林野庁における発注業務に係る入札改革の取組

(1) 発注については、早急に一般競争入札への切り替えを行う。

(2) 監督機関として自ら行う発注業務について、更に姿勢を正す観点から以下について重点的に取り組む。

- ① 談合を防止するためには、入札関連情報をできるだけ公表し、世間の目に触れるようにすることが重要との認識の下、現在の公表・閲覧型からホームページ掲載型への切替を速やかに進めるとともに、入札情報のみならず入札監視の取組状況に至るまで幅広い事項について公表する。
- ② 工事等の品質確保を図りつつ一般競争入札を実施するため、総合評価等の新たな事務量の増大が確実に見込まれることから、これに対応するための体制強化を図る。
- ③ 入札監視委員会の監視等による契約事務の適正化をより徹底するとともに、監視や分析等の新たな事務量の増大に対応するための体制強化を図る。
- ④ 職員における法令遵守の徹底を図るため、事業担当部局以外の部局に、コンプライアンスの徹底に対応するための体制を整備する。この体制には、談合防止に関する専門的知見を有する有識者の参画を求める。この体制において、事業を発注する地方支分部局（森林管理局等）の巡回点検、抜き打ち監査、談合に係る通報窓口の設置・運用、経理担当及び事業担当職員向けコンプライアンス研修の新設・拡充、マニュアル整備等を実施する。
- ⑤ 林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況について、定期的に調査し公表する。

3 国有林野事業の一部独立行政法人化の前倒し

① 機構の水源林造成事業を経過措置法人を経て最終的には国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐこととし、一刻も早く経過措置を終了し安定的な継承事業の執行体制を確保するため、国有林野事業の一部独立行政法人化等は、実施を1年前倒しし、平成22年4月とする。

② また、これに併せて、林野庁の組織を事業のあり方の見直しに応じて再編することを検討する。

4 林野庁の人事の見直し

① 緑資源幹線林道に係る地質調査・調査測量設計業務の受注法人(25法人)に対し、緑資源機構及び林野庁退職者を採用しないよう本年4月27日に要請したところであり、これらの法人への緑資源機構及び林野庁退職者の再就職自粛を継続する。

② I種採用職員の勧奨退職年齢を3歳以上引き上げることを目標とするとい

う政府方針の実現に取り組む。

また、専門スタッフ職について、政府で導入されることとなった場合には積極的に活用する方向で取り組むことにより、退職年齢のさらなる引き上げを図る。

- ③ 林野庁所管公益法人の長について、林野庁退職者が就任することを固定化させない。

5 林野関係予算の見直し

以上の措置を確実に実行することにより国民の信頼回復に努めつつ、林野関係予算について必要な見直しを行い、森林・林業の再生と山村の活性化等のための新たな施策の展開を図る。